

資料 100-1

特定信書便事業の許可について

(諮問第1270号)

(公印・契印省略)

諮問第1270号
令和7年11月27日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 林 芳正

諮問書

横浜ビジネスサポート株式会社(代表取締役 井上 知行)ほか8者から、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第29条の規定に基づき、特定信書便事業の許可の申請があった。申請の概要は別紙1のとおりである。

当該許可の申請について審査した結果は別紙2のとおりであり、いずれも同法第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第34条において準用する同法第8条各号に掲げる者に該当しないと認められる。

よって、同法第29条の許可をすることとしたい。

上記について、同法第38条第2号の規定に基づき諮問する。

特定信書便事業の許可申請の概要

令和7年11月27日

総務省

○ 事業の許可申請

(1) 申請者及び提供サービスの概要

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金(注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
1 横浜ビジネスサポート株式会社 (神奈川県横浜市)	300万円	貨物運送業 (1億8,937万円)	○			【1号役務】 神奈川県及び東京都(離島を除く。)	【1号役務】 顧客(保険会社)の本店、支店等の拠点を巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 1月1日
2 浜濱商事株式会社 (神奈川県横浜市)	500万円	貨物運送業 (10億6,453万円)	○			【1号役務】 神奈川県、東京都(離島を除く。)、千葉県及び埼玉県	【1号役務】 顧客(大手製造メーカーのグループ各社)の拠点間を巡回する役務を見込んでいる。	令和7年 12月1日
3 サトー運送 (長野県中野市)	-	貨物運送業 (613万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 長野県長野市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、飯山市、佐久市及び千曲市	【1号役務】 顧客(自動車販売会社)の本店及び支店を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 既存顧客(自動車販売会社)から差し出される信書便物について、直送する役務(急送サービス)を見込んでいる。	令和8年 2月1日
4 東新運輸株式会社 (静岡県沼津市)	1,000万円	貨物運送業 (1億5,196万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 静岡県	【1号役務】 既存顧客(自動車販売会社)の本社-支社間の巡回配送等を見込んでいる。 【3号役務】 引き受けた信書便物について嚴重な破損措置を講じた上で、指定日時に配達する役務を見込んでいる。	令和8年 1月1日
5 株式会社大同ライフサービス (愛知県名古屋市中区)	4億9,000万円	不動産業 (56億8,924万円)	○			【1号役務】 愛知県	【1号役務】顧客(特殊鋼メーカー)のグループ企業間を巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 4月1日
6 軽急便株式会社 (愛知県名古屋市中区)	2億1,018万円	貨物運送業 (62億8,889万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 全国	【1号役務】 既存顧客(大手運送事業者)の拠点間の巡回配送等を見込んでいる。 【3号役務】 引き受けた信書便物について直送する役務(急送サービス)を見込んでいる。	令和8年 4月1日
7 戸谷運輸株式会社 (愛知県名古屋市中区)	1,000万円	貨物運送業 (4億4,194万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 愛知県	【1号役務】 既存顧客(大手製造メーカーなど)の当社と各製作所の間での巡回配送等を見込んでいる。 【3号役務】 引き受けた信書便物について専用ボックスに入れて直送する役務(高セキュリティサービス)を見込んでいる。	令和8年 1月1日
8 丸高運送株式会社 (大阪府堺市)	4,000万円	貨物運送業 (5億4,733万円)	○			【1号役務】 大阪府	【1号役務】 自治体の公文書配送への入札を予定している。	令和8年 4月1日
9 株式会社前田物流サービス (岡山県岡山市)	1,500万円	貨物運送業 (17億9,292万円)	○			【1号役務】 岡山県	【1号役務】 顧客(自動車販売業団体)からの依頼により、各自動車販売店の巡回サービスを予定している。	令和8年 1月1日

注1:直近の決算年度における額を記載。

注2:直近の決算年度における額を記載。

注3:民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

(2) 引受け及び配達の方法

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	
1	横浜ビジネスサポート株式会社			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
2	湊濱商事株式会社			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
3	サト一運送		3号	1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
4	東新運輸株式会社			1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
5	株式会社大同ライフサービス			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
6	軽急便株式会社	3号	3号	1号		対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
7	戸谷運輸株式会社	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
8	丸高運送株式会社			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
9	株式会社前田物流サービス			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達

※いずれも、信書便管理規程の遵守義務のある者が、差出人から直接引き受け、配達することとしている。

(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

その1 収入の部

申請者名(注1)		利用見込通数(月)	単価	信書便事業見込収入(年間) (注2)
1	横浜ビジネスサポート株式会社			
2	湊濱商事株式会社			
3	<u>サトー運送</u>			
4	東新運輸株式会社			
5	株式会社大同ライフサービス			
6	軽急便株式会社			
7	戸谷運輸株式会社			
8	丸高運送株式会社			
9	株式会社前田物流サービス			

注1: 下線を付した者は消費税込み、下線の無い者は消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上。以下同じ。

注2: 顧客へのヒアリング調査又は需要調査を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額や契約見込者との間で予定する契約見込額を踏まえて、信書便事業見込収入を算出。

注3: [REDACTED]

(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

本資料は委員限り

その2 支出及び利益の部

(単位:万円)

申請者名	年度	信書便事業 収入	信書便事業支出					信書便事業 営業利益 (注1)	当期 純利益 (税引前利益) (注2)
			合計	人件費	経費	減価 償却費	その他 (業務委託費 等)		
1 横浜ビジネスサポート株式会社	初 (2ヶ月)	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
	翌								
2 湊濱商事株式会社	初 (4ヶ月)								
	翌								
3 サトー運送	初 (11ヶ月)								
	翌								
4 東新運輸株式会社	初 (3ヶ月)								
	翌								
5 株式会社大同ライフサービス	初 (12ヶ月)								
	翌								
6 軽急便株式会社	初 (12ヶ月)								
	翌								
7 戸谷運輸株式会社	初 (5ヶ月)								
	翌								
8 丸高運送株式会社	初 (7ヶ月)								
	翌								
9 株式会社前田物流サービス	初 (6ヶ月)								
	翌								

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

注3: 信書便事業支出の各項目については、各項目ごとに積み上げ又は兼業する事業との案分による額により算出。

また、その他の事業に係る収入は前年度実績を基に算出し、支出は信書便事業と案分した額を除いた上で、前年度の実績を基に算出している。

(4) 資金計画（委員限り）

申請者名		事業開始に要する資金(注1)	直近決算年度における現金預金の額(注2)	純資産の額(注3)
1	横浜ビジネスサポート株式会社			
2	湊濱商事株式会社			
3	サトー運送			
4	東新運輸株式会社			
5	株式会社大同ライフサービス			
6	軽急便株式会社			
7	戸谷運輸株式会社			
8	丸高運送株式会社			
9	株式会社前田物流サービス			

注1：事業開始に要する資金は、人件費の2カ月分、地代家賃の1カ年分等の合計額。

注2：流動資産のうち「現金預金の額」(売掛金、未収入金等は含まない。)を記載。

注3：純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

役務の内容	提供する役務の種類に応じ、取り扱う信書便物の大きさ若しくは重量、送達時間又は料金が法第2条第7項各号の規定に適合すること。	申請のあった役務内容は、1号役務として提供する役務については、取り扱う信書便物の長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超えるものとなっており、また、3号役務として提供する役務については、その料金が800円を超えるものとなっており、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。	適
-------	---	---	---

※ 審査項目中、法第2条第7項第2号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合の提供区域等、他の一般信書便事業者等との協定又は契約については、該当なし

3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。(法第31条第3号)

項目	審査基準	審査結果概要	適否				
行政庁の許可等	信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合において、当該輸送手段の使用に必要な許可等の申請をしているときは、事業開始までに当該許可等を受けることが確実に見込まれること。	<p>下表に示すとおり、事業を営むために必要な許可等を取得済みである。</p> <table border="1" data-bbox="703 920 1406 1290"> <thead> <tr> <th data-bbox="703 920 1046 954">申請者名</th> <th data-bbox="1046 920 1406 954">許可等の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="703 954 1406 1290" style="background-color: black;"></td> </tr> </tbody> </table>	申請者名	許可等の種別			適
申請者名	許可等の種別						
資金計画	<p>ア 事業の開始に要する資金の見積りの算出が適正かつ明確であること。</p> <p>イ 資金の調達に明確な裏付けがあること。</p>	<p>事業の開始に要する資金の見積りの算出方法は、営業所等の事業用不動産の取得価格又は賃借料の1か年分、人件費等の2か月分等について、前年度の実績を基に、各項目について各事業収入比率等により案分した額により算出されており、適切かつ明確に算出されている。</p> <p>また、その資金を調達できることについて、最近の事業年度における貸借対照表等により明確な裏付けのあることを確認している。</p>	適				

※ 審査項目中、国際信書便の役務については、該当なし

4 欠格事由に該当しないこと。(法第34条において準用する法第8条)

いずれの申請者とも該当なし